

居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書について

要介護等認定者は、在宅で介護サービスを利用するため、居宅介護支援事業所等に居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼したとき、又は居宅サービス計画の作成を依頼する事業所を変更するときは、居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書により、その旨を旭川市に届け出なければなりません。

届出書の提出は、サービス提供事業所等の請求にも関わることから、要介護認定区分や介護認定の有効期間、サービスの提供開始年月日等を十分確認し、提出時期に注意した上で提出してくださいようお願い申し上げます。

1 受付

- (1) 受付窓口 旭川市介護保険課（総合庁舎2階14番窓口）
- (2) 受付時間 午前8時45分～午後5時15分（土日祝日、年末年始を除く）
- (3) 受付方法 窓口または郵送

2 注意事項

月末までに提出された居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書の情報が、翌月初めに国保連に提供され、その情報を基に国保連で審査・支払いが行われます。

そのほかの注意事項については、別紙1「居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書について」を御参照ください。



（担当）

旭川市福祉保険部介護保険課管理給付係

電話 25-6485